

Q.

当社はタイの子会社向けに親子ローンを検討しているのですが、子会社から返済を受ける際の留意点について教えてください。

A

親子ローンにおいては、事前にローンアグリーメント（金銭消費貸借契約書）の作成を行うことが重要です。また、子会社は返済時に源泉税を差し引いた額を親会社に送金し、税務申告する必要があることに注意が必要です。

## 解説

### 1. ローンアグリーメント（金銭消費貸借契約書）の作成について

日本本社（親会社）が海外に出資設立した現地法人（子会社）に対して貸出を行うことを一般的に親子ローンといいます。

親会社と子会社間の資金融通であることから、現地法人の所在国によっては資金のやり取りが自由であるため作成しないことがあります。タイにある海外子会社への貸出については、貸付先が親会社の子会社であることから、親子ローンとして扱われます。

**こちらは信用金庫とそのお取引先向けとさせて頂いております。**

ご覧になりたい場合は、お近くの信用金庫（検索は[こちら](#)）までご相談ください。

[続きを読む](#)